

法務委員会議録第二十一号

昭和二十九年三月十八日(木曜日)

午後二時四十一分開議

出席委員

委員長 小林 銈君

理事 鎌治 良作君 理事 佐瀬 昌三君

理事 田嶋 好文君 理事 高橋 禎一君

理事 古屋 貞雄君 理事 井伊 誠一君

林 信雄君 猪俣 浩三君

神近 市子君 木原津與志君

木下 郁君 佐竹 晴記君

出席政府委員

・法務政務次官 三浦寅之助君

法務事務官 齋藤 三郎君

(保護局長)

委員外の出席者

検事(刑事局長) 長島 敦君

専門員 村 教三君

専門員 小本 貞一君

三月十七日

岡山地方法務局広戸出張所存続に関する陳情書(岡山県勝田郡元戸村長 齋藤隼外十四名)(第二〇〇一号)を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

執行猶予者保護観察法案(内閣提出第五二号)

○小林委員長 これより会議を開きます。

刑法の一部を改正する法律案、及び執行猶予者保護観察法案、以上二案を

一括議題とし質疑に入ります。質疑の通告がありますからこれを許します。林信雄君。

○林(信)委員 ただいま議題となりました政府提出、刑法の一部を改正する法律案について若干の質疑を許します。おおむね法案の順序に従うことといたします。その一「刑法第一條第二項中「日本船舶」の下に「又ハ日本航空機」を加える。」のことが現在の事態において必要になつて来たことは異論がない。従ひましてさうな根本的なものではないのですが、この改正をなされる上においての政府の措置、あるいはその後成文になりました場合の法の解釈等についてお尋ねしておきたいと思ふのです。おそれることは、船舶と同様に航空機内の犯罪についても、その航空機の所屬いたしましたる国の法律が適用せられる、そのことは属地法の概念よりいたしまして、領土の延長として考えられます。ことに適切であらうと思ふのですが、また自然そのことは国際刑事法上すでに原則的に認められたものであるとは存じますけれども、かような国際的な法律の改正にあたりましては、やはり少くとも具体的に密接な關係を有する諸外国等の間には適当な折衝が事前に行われなければならぬと推察いたすのであります。さうなことは必要のないのが慣例でありまして、実際には必要があり、今度の場合にはそれのことを行

われてスムーズに行つた次第なのであります。か、お伺ひしておきたいと思ひます。

○齋藤(三)政府委員 今回の改正は申し上げるまでもなく、日本の航空機がニューヨークなりサンフランシスコなりに参ることになりましたので、現行法では特殊の犯罪しかそのような場合刑法の適用はございせんので、その不都合を避けようとするために、属地の原則にのっとり、日本の船舶を日本領土の延長と考えると同様の概念から、日本の航空機を日本領土の延長として、日本の航空機内の行為につきましてわが国の刑罰法を適用すると、かようにいたしましたのであります。すでにわが国におきまして刑法の改正起草案並びに改正刑法草案も同様のことをなすべきものとしたしておりますし、外国の立法例においても同様の明文を持つものが多くございまして、国際刑法上の原則に反するものと考えておつたのでございまして、またこの改正をいたしまして日本の航空機が向うに着陸した場合に、向うの犯罪にわたるといふような場合には向うの裁判に伴うべきものでありまして、その際にも日本が必要がある場合には、日米犯罪人引渡し条約というものの等によりまして、適切な処置を取り得ると考えております。

の説明の中に何だか犯罪人引渡し云々というので外国に日本人が引渡されるような場合の説明がちよつと聞きとれなかつたのであります。か、さういふことは全然この規定のちよつと外のものじやないかと思ひます。

○齋藤(三)政府委員 御説明が不十分でまことに恐縮であります。この改正によりまして日本の飛行機が外国との間を往復する、そして向うからこちらに参る際に、飛行機内で外国の空の上で犯罪があつたというような場合にはこの改正によつてただちに刑法の適用がある、そして附則の刑事訴訟法の改正によりまして管轄の裁判所がわかる、こゝういふことに相ならうと思ひます。また日本の飛行機が向うに行く途中において犯罪のあつた場合においても、本改正によつて同様に犯罪が成立する、かように考えておりますが、實際の問題として向うに着陸したといふような場合に、向うの刑罰法規の適用を受けるというやうな場合もあり得る。さうな場合には先ほど申し述べましたやうな措置が行われるのではないが、かような意味で申し上げました。

まぎらわしいやうな場合が起つた際に、外交的に何らかの一つのいい材料にないと思ひますので、さういふことが行われておりますものか。今度の場合も具体的になされたかいかをお尋ねしておるわけですが、少くとも刑法があるいはその他その規定の必要であることは、これは前提といたしましたように、私も意見はないのであります。が、何だか心配過ぎるやうですけれども、将来のために遠くおもんばかつておきますことも、必ずしも悪いことではない。少くとも法務当局とせられましては、直接外交折衝や外交機は必要といたさなくても、外務当局とは御折衝になつて立案せられたものでありましようか。そんなことも今まで例がないといふことで来たものなんではないか。しかば今日どうお考えになるか。さういふたやうな、立法せられま

すについて関係国との対外關係をどう考え、どう処置せられたものか、あるいは必要になつたという点です。

○長島説明員 実はこの問題は、運輸省の航空局の方から御要望がございまして取上げることになつたわけでございます。その際に、外国の立法例その他をいろいろ調査いたしましたところ、一九五二年に國際連合で各国のやういふ制度を集めておまして、それを見ますと、大体船舶も航空機もみな同じやうにこゝういふ規定をつくることが世界的な傾向になつておりました。それが國連から出ておりますやうな關係で、こゝういふ規定を置か

でも、國際的に全然問題がないというふうに一應考えて参りました。航空局も同意見でございました關係から、今まで外務省等を通じてアメリカと連絡をとつたというような事實はございませんが、御趣旨の点もございまして、なお上司に申しまして、連絡を要するものといいたしますれば適當な措置をとるようになつたいと存じております。

○林(借)委員　しからば、続いて具體  
 的の場合の疑問、あるいは疑問らしい

ものについてお伺いしますが、申すまでもなく刑法は日本国内、及びこの法案が成文化することによりまして、日本国外にある日本航空機並びに従前の規定にありますところの日本の船舶内における犯罪は、自国民であると他国

民であるのを問わず、適用されることになるのでありますが、その日本航空機とは、読んで字のごとく解してこれはもう問題がないとしてまして、問題は、国外にあるかいなかという点が、具体的な場合にはまぎらわしいものがあるのではないかと思うのです。先刻から御説明の中に出ておりましたが着陸しておつても、まだ航空機の下アが、あらずにおりたばかりの場合、これはそのままに読めば、日本航空機内のわけです。それから着陸しないまでも、領海の上空、少くとも領土の上空に達しますと、これは国外にはあるのだが、飛翔を続けておりますような場合は、具体的に言いますと、犯罪がその間に起つたならば、やはり日本の刑法がそのまま適用される、文字通りに考えますればそう思うので、そのままでいいのではないかと思つておりましたところ、先刻の御説明では、着陸した

ものはもうすでに外国の領土における犯罪であつて、日本の航空機内といつたようなものではないような御意見でもありましたか、御説明を願いたい。

○齋藤(三)政府委員 着陸した場合に  
あつても、航空機内の場合にはやはり  
この適用がある。それから日本の国を  
離れておつて、海の上、向うの外国の  
空の上であつても、この適用によつて  
日本の刑罰法規が延長されて適用され  
る、こういうふうに解釈いたしており  
ます。

○林(傳)委員 それは人のいかにを問わないのですから、日本の航空機に、たとえばアメリカで外国人が乗り込んでも、出航前、すなわち離陸前でありますれば、その航空機内の犯罪はどこの国の裁判管轄になるのですか。

○長島説明員 この問題は、刑法の適用のことに直接規定してありまして、凡のことに直接規定してありまして、裁判権のことに直接は関係がない相定でございます。従いまして、日本の航空機の中において犯罪がございました場合には、すべて日本の刑法法規が適用になるという建前になるわけでございますが、日本がすぐ裁判権を行使し得るかどうかという問題は、もう一つ別の問題がございまして、ちようど日本の裁判権が及びます範圍内にその犯人がおります場合にはわが国で裁判権が行使できることになるのでありますけれども、その犯人がわが国の裁判権を行使し得る領域外におります場合には、刑法の適用はございしますが、ただちには裁判権は行使できない、こういう關係になるのでございます。従いまして、アメリカにその犯人が現れおりますような場合には、刑法の適用はございませうけれども、日本ではた

中には裁判権が行使できないことにな  
りますので、先ほど齋藤局長から御説  
明がございましたように、犯人の引渡  
しとか、あるいは犯人が日本へ参りま  
すとかいうようなことで、こちらの領  
域内に入りましたときに、これについ  
て裁判ができるというふうに考えてい  
るのであります。

○林(信)委員　なるほどこれは刑法の  
問題ですから、日本の刑法が適用され  
る、日本の刑法を適用するということ  
は、適用して裁判することである、そ

の裁判をするのは、これは日本で裁判をやらなければ、日本の刑法は適用できない。たとえばアメリカの場合は、アメリカで日本の刑法を適用した裁判というものはできない。ただお話のように、やはり引渡しを受けなければなら

らなくなるので、私が前提といたしましたように、単なる国際刑法の原則とか、あるいは慣例といったようなものが、行かないとか、あるいは国民感情に相当違つたような感情が出て来るといふようなことで、まずい場合がある。設例として申しましたように、随陸しない以前に、日本の航空機内でアメリカ人が日本人に危害を加へたとか、あるいはアメリカ人同士で殺傷行為等があつた、それでまだ離陸前であつたから、ただちにそれが犯人発覚あるいは逮捕する機会があつて逮捕せられて、そのまま外国の土地におりて、すなわちアメリカで裁判を受けるというような事態が起つたということになりますと、これはアメリカ人、すなわち外国人をこちらに引渡しを受けなければならぬ、それが正しいということになる。これはやはり国際問題

でありまして、国民感情等も入つて来ますし、やつかいな問題が起るのであります。きわめてまれな場合をわざわざつくつて、そう心配しなくてもいいばそれきりですけれども、観念的にはそういうことが考えられるわけではあります。実際に起つたら、やはりそういうことも心配になるわけです。私が思つておるような、そんなふうなことにならぬのでありましようか。外国人といへども、その引渡法を受ける日本で裁判をやる。日本の刑法を適用するといふことは、さうならぬし、適用できない

ことは、そうならなければ通用できない。そういうことなのでしようか。

○長島説明員 わが国の刑法の適用がございいますということは、わが国で裁判をいたします場合に、わが国の刑法で処罰ができるという意味でございいます。

してアメリカでアメリカ人が離陸前に犯罪をやりましたというような場合に、この刑法の規定がございますから、全部そのアメリカ人の引渡しを日本に受けまして、日本の刑法を適用しなければならぬという結論にはただちたなつて参らないというふうに考へるわけでございます。ただいまの御設例のような場合でございますと、同時にその行為がアメリカの領域内で行われておりますので、もちろんアメリカの刑罰法規が適用になりますし、向うの裁判所が裁判できるわけでございます。て、そういう場合に、こちらに引渡しを受けるかどうかいいます問題は、その具体的な場合に依りまして、こちらで裁判するのが至当であるというやうな場合に、外交的なルートを通しまして、御承知のように引渡しを要求するわけでございます。アメリカ人同士がやつた、離陸前に日本の航空機内で

何か事故があつたというよりな場合に、こちらから引渡しを要求するといふようなことは、實際問題としてないことであらうというふうに考えられます。

な、お詳しいことは存じませんが、引渡し条約の中には、場合によりまして、自国民を引渡さないような原則もございいますように聞いておりますので、御設例のような場合は起らないのではありませんかというふうに一応考えられるわけでありまして、

○材料委員 開沙の運用関係から日本の航空機、ただいま設例の場合では、アメリカの領土内にある日本の航空機内の犯罪は日本の刑法が適用されるわけです。どうもやはり適用されるということになれば、日本の裁判でなければならぬのではないか。ただいま私が申ししたのは、外国人同士がけんかしたとか、あるいは外国人が外国人を殺傷したというような場合を申し上げましたが、そのうちの一人が日本人であるということになって来ると、またもつと深刻に考えられると思います。犯罪人引渡し云々のお話が出ましたが、それは佐瀬さんがいつしやるから、佐瀬さんに聞いた方がよかつたかも知れませんが、私はわからないからお聞きしておるのですが、さつき齋藤さんのように言われて、とにかくその犯罪には日本の刑法が適用されるということであれば、なるほど外国内ではあるけれども、また日本の領土内でもあると解釈するわけですから、どつちか一つに固まらなければならぬ適用という関係から裁判管轄もそろつて行かぬのではないかと。それがたまたま、そこにおりてしまつたから、

犯罪後にそこで逮捕され、収容されたら、その国の裁判に服するといふ、そういう便宜主義だけでは、法の建前としてはどうかと思う。日本の航空機内の事件は日本の刑法が適用される。刑法が適用されるというのは、日本の裁判所で裁判する。こういうふうな觀念をさるべきものではないかと思うので、先ほどの齋藤さんの御意見から考へると、裁判管轄がダブルという關係が私にはよくわからないのですが、どういうふうにお考えになりますか。

○齋藤(三)政府委員 長島参事官から申し上げた通りに、やはり日本の裁判所が裁判をする場合に適用する法律、それが今の刑法の土地に関する法律であります。實際どちらがそれを裁判するかというところは、必ずしも一致しないということになるのではないかと私は思つております。

○林(信)委員 先刻から言つておりますように、被害者は日本人で加害者はアメリカ人だ。たゞ／＼加害者はそこで航空機内から逮捕されてそのまゝ外国にとどまつてしまつた。やはり国民感情からいまして被害者に対する同情その他から、日本の航空機内における事件じやないか、當然引渡しを受けて日本でやれ、日本の刑法もこういう場合適用されることに原則的にきまつておるじやないか、こうなりますので、繰返しますが、その犯罪人引渡し關係は、佐瀬さんおわかりだろと思ひますけれども、これははつきりしておるのですか。もう一ぺん伺ひたいと思います。それでいいのですか。

○佐瀬委員 質問の形でお答へ申し上げたいと思ひますが、刑法の土地に関する効力の問題と裁判管轄の問題は、

國際刑法上まつたく別個の問題とされております。しかし刑法の土地的効力に關しては四つの原則があつて、属地主義、属人主義、保護主義、世界主義、こうなつております。日本の刑法の建前はいろいろ折衷主義でありまゝから、属人主義、属地主義それから保護主義の三者が混合されておるわけだと私は考へております。そこで政府の本改正案に對するお考えは、察するとそのその属地主義を建前として、日本航空機内にある犯罪は、それが外地であつてもなお日本の領土における犯罪と同様にこれを刑法の適用を認むという趣旨に考へるのでありますが、政府もそういう方針で立案されたのかどうか、この点を念を押しておきたいと同時に、もう一つ問題として林委員が指摘されたことは、これはきつめてもつともなことでありまして、刑法の適用をするのは、同時に日本の裁判管轄権があつた場合でなければ現実に動かさないわけでありまして、であるからせつ／＼刑法の土地に關する効力を外地にある日本飛行機内の犯罪に及ぼすといひましたけれども、刑事管轄権がそれに伴わなければ無意味ではないかと、これをしからばいかに調節するかということに關しては、犯罪には引渡し法を制定して關係國家の刑事管轄権の調節をするということではなければ全きを期することはできないのであります。そこで政府に次にお伺ひしたいのは、日米間には幸ひ犯罪人引渡し法ができまして、若干その間の手当はできしておりますけれども、これはまだ十分ではありません。いわんや他の無條約

國との關係においては、私は犯罪人引渡し法と同時に、司法共助法というものをこの際制定する必要があるのではないかと考へるのであります。こゝに先ほども政府委員から説明があつたやうであります。國連の司法部門におきまして、五十二年かに國際刑事法の統一を計画されて、刑法の土地的効力に關する一つの方向をきめたのでありますけれども、いまだ各國の間には、私が今申し上げましたやうな立法措置は、國內法としてもできておりません。そこで日本は文化國家であり、そういう点においては、國際刑事立法において先進國としてそういう措置をなすべき世界的な使命があるのではないかと考へるのであります。この点に對する政府の方針はいかに相なつてゐるか、この二点を確かめておきたいと思ひます。

○齋藤(三)政府委員 非常に重要な、しかも該博な御知識をもつての御質問でございまして、私は所管がちよつと違ひまして、私から責任のあることを申し上げかねますので、刑事局の長島参事官から一応申し上げて、さらに刑事當局の責任者から御答弁をいたすことにいたします。

○長島説明員 ただいま佐瀬委員からお話でございまして最初の点は、仰せの通りに考へておつた次第でございまして。

第二の、犯罪人の引渡し及び司法共助の問題につきましては、ただいま私どもの刑事局の方で専門の係をきめてなお研究をいたしておるわけでございまして、詳細なことが御必要でございしますれば、責任ある局長から御答弁申し上げることといたしたいと思ひます。

○林(信)委員 あえて日本政府の司法當局とは申しませんが、御出席になりました御當局の方では、われ／＼も論理整然と承りました佐瀬委員の質問に對するお答へが本日十分にできない。その専門的知識を持たない私が、これ以上議論がましく／＼な質問を並べましてどうかと思ひますから、一応この問題はこの程度にいたします。續いて法案の第二は「第二十五条第二項但書」中「第二十五条ノ二ノ保護觀察ニ付セラレ」を「第二十五条ノ二第一項ノ規定ニ依り保護觀察ニ付セラレ」に改める。このこと自体は問題はありません。実は以前の国会におきましてこの通りの立法がそのまゝ成立することを期待いたしましたのであります。この裏づけであります保護觀察の制度が不完備の關係よりかよになつたのでありますから、その時期の今日に至つたことについての若干の恨みを残すのみであります。

従ひまして續いて第二十五条ノ二に移るものであります。これは第一項であります「前条第一項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護觀察ニ付スルコトヲ得」すなわち初度の執行猶予に對して任意の保護觀察制度をもつておるということ、並びに第二項の場合においては、猶予の期間中必要の觀察の制度とするということ、この点についても異論はございせん。

従ひまして次の第二項であります「が、これは申すまでもなく『保護觀察ハ行政官庁ノ処分ヲ以テ之ヲ解スルコトヲ得』とありますことと自体は、そのまゝわかるし、その制度は適当であらうと私は思ひます。

なお續いて第三項であります「保護觀察ヲ解スルコトヲ得」云々の規定も、結論においておおむね必要ではないか。ただ第三項の場合におきましては、一応保護觀察に付されたといふものは、初度の執行猶予の場合におきましては、保護觀察に付されざるものに比較いたしますれば、やや輕賈の犯罪者と一應言へるんじやないか。それがかりに解除せられたからといつて、ここに規定せられますやうな特典を与えることがはたして適當であるかどうかは、これは一考せられた問題であらうと思ひます。私も一考し再考してみましたが、結論として大休いだらう、こう思つたのであります。この結論に達します間に何て何か参考的に承ることがありましたら、この第三項について御説明願ひたいと思ひます。

續いて申し上げます。実は私がやや問題といたしますのは、この二項、三項のいわゆる保護觀察處分の仮解除あるいはその効力に關する規定を、刑法の成文としてここに掲げますことがどんなものであるか。もつとも第三項は、刑法の規定の適用上影響のある問題でありますから、まずこれはよろしいといひましたけれども、少くとも「行政官庁ノ処分」と明らかに言つてあります行政官庁の処分をここにわざ／＼掲げて置かなければならぬという考へ方はどこから來ているのでありますか。

第一に思ひますのは、この三項を持ち出すためには、これがあるといふ人見やすくなるのであります。その意味においては非常に直接の關係を持つておりますから、わかりませんが、刑法の方の性格からいまして、保護觀察

第一に思ひますのは、この三項を持ち出すためには、これがあるといふ人見やすくなるのであります。その意味においては非常に直接の關係を持つておりますから、わかりませんが、刑法の方の性格からいまして、保護觀察

第一に思ひますのは、この三項を持ち出すためには、これがあるといふ人見やすくなるのであります。その意味においては非常に直接の關係を持つておりますから、わかりませんが、刑法の方の性格からいまして、保護觀察

第一に思ひますのは、この三項を持ち出すためには、これがあるといふ人見やすくなるのであります。その意味においては非常に直接の關係を持つておりますから、わかりませんが、刑法の方の性格からいまして、保護觀察

察制度の中の一項の關係のものをここにわきまをあげることは適當でないと考えますから、あわせてお伺いいたします。

○齋藤(三)政府委員 お答えを申し上げます。第一に御指摘になりました仮保護観察とされたときのこと、これまでの特點をあげる必要がないのではないかと、この点でございしますが、保護観察というものは、裁判所が必要ありとしてきめたこととございしますから、これを根本からなくするということがなされますとやはり裁判所がこれを仮解除することが必要ではないか。まずこの仮解除制度を考へます。また、裁判所が執行猶予期間中保護観察に付するということ、この場合、實際問題として保護観察の遂行の過程において、本人の環境がよくなり、また本人の態度がよくなり、あえて指導監督あるいは補導援助を加える必要がなくなつたときには、解除することが必要ではないか。このことから、何かこれを考へた方がよいのではないかと考へて参りました。これを根本的になくすること、裁判所を變更するというようなこと、終局的には解除すること、終局的に、終局的に、あるいは裁判所がやるべきがほんとうではないか。ところが保護観察というものは御承知のように、本人が社会にとどまつておつて、いろいろと社会生活を営みながら保護を受け、指導を受けるということであり、それから住所が変更する場合が非常に多い。それを元の裁判所に持つて行くということがなると、その解除というものが行かない。そして解除してもいいようなものが解除できない

というふうなことになる場合、非常に悪い例ではなからうかというふうなことから、結局仮出獄と同じように、判決の執行の態様をかえるというふうなことにして、實際にはこの保護観察に關係のある機関がやること、必要に応じて一番適切にできるのではないかと、この点で考へて仮解除というふうなことにいたした次第でございます。

それから、やはり裁判所が必要ありとしてつけたものでございしますから、その後の状況の変化によつて仮解除を取消すということが必要ではないかという点で、その後の環境が悪くなつて、どうしても保護を加へる必要がある、あるいは本人の行動が思ひなかつた、やはり指導を必要とする場合に取消すということにするならば、あまりに緩に過ぎるではないかと、この点から考へた制度に考へた次第でございます。

それから第二項は第三項を起すためにここに書いたのではないかと、この点にこゝろをいたしましたが、やはり保護観察というもので、保護観察の内容についてすべて別個の單行法によつて全部を規定するというのも考へてみたのでございしますが、ここにありまうような仮解除という制度は、刑法の適用に影響がある規定でございします。またその仮解除をどこがやるかという点も、實際問題として非常に重要な点でございします。ちやうど仮出獄につきまして、犯罪者の仮出獄の許可までのいろいろな手續を書いておりながら、刑法の二十八条、二十九条三十条におきまして、行政官庁がやるのだというふうなことを書いてお

また仮出獄の効果等について基本の点が刑法に書いてあるもので、それに習うのが適切ではないか、かような考へで、二項、三項の最も重要な点は刑法による。そうしてその實際の手續等につきましても、別個の執行猶予者保護観察法において規定する、かように考へてこのような休載をとつた次第でございます。

○林(信)委員 前半のお答えは、何だか保護観察中の者に対する行政官庁の処分、仮解除の規定の必要である理由を御説明になつたやうでございします。前提として申し上げておきますが、それに異論はない。ただ三項について、その効力があまりに恩恵的であるという点は一考を要するけれども、そのこと自体には異論がないというところを申し上げておきます。ただ後半の御説明は、私の問いにお答えになつたやうであります。仮解除は仮出獄と同視せられるものかという御意見、御意見でおられること、これも大体その御意見でありますけれども、御説明にありましたやうに、しばらくは仮解除の一切の規定が刑法に盛り込まれるかというところ、これは不適当であります。すでに御提案になつておられます保護観察法案におきまして、仮解除の取消しの規定、及びそれに不服のある者は、その不服申立てに関する規定等は、第八條、第十二條等に見えらるやうであります。この点も考へあわせまして、むしろこれは關係のあります保護観察法に一切をゆだねておけば足りるのではないかと考へておられますが、第三項は別といたしまして、第二項は保護観察法にゆだねる方が適切でないか。これは私の観念が固まり過

ぎてゐるかもしれませんが、そう思われてならないわけなんです。あります。が、立法例としてさしつかえないと言われれば、結局は考へ方の違い、意見の違いになつて来るかもしれない。この規定はたまたま、もちろんこれはいへん錯雜した立法關係になるのではないかと、それらの關係を文にその旨を書き添へれば足りるであらうと思ふのであります。またそれの方がそれの場合にあたりまして見やすい条文になつて来ると思ふのです。これは意見の相違になるかもしれませんが、私の考へ方の方はまったく間違つてゐるものなんでしょうか、それともさういふ考へ方があり得るものでありましようか。

○齋藤(三)政府委員 決して間違とは存じません。ただ重要な点でございしますから、一応刑法にこゝろを置いておものをやるのだというところを書いておくのは、これも間違ではないか、かゝる方がまたわかりよいではないか、かゝるに考へた次第でございします。

それから先ほど説明不十分でまことに恐縮であります。仮解除というものは、保護観察に付したものであるから、無条件のものよりは反社会性が多いではないか、あるいは危険があるのではないかと、それに対して仮解除の場合には、重ねて執行猶予とか、あるいは遵守事項違反がないとかいうやうなことで、無条件執行猶予と同じやうにするのは少し緩に過ぎないかという御指摘の点、これもまた重要な点であります。私も考へたのでございしますが、ただ取消しということがございまして、取消しになればその後この旨書、あるいは前条第二項の但

書、及び二十六条第二号の適用があることになりまうので、この仕事を預かる者が十分注意してやるならば、緩に過ぎないでやれるのではないかと、かゝるに考へた次第であります。

○林(信)委員 次の法の文に移ります。すなわち「第二十六條ノ第二号を次のように改める。」というのであります。第二十五條ノ第二項ノ規定ニ依リ保護観察ニ付セラレタル者遵守事項ヲ遵守セズ其情状重キトキ」これは適當なる措置ではあると存じますが、その解釈について抽象的には読んで字のごとくわかると思ふのであります。法律的にはどう考へておくべきか。というのは、この末文であります。「遵守すべき事項ヲ遵守セズ其情状重キトキ」これを文言だけでなくて、もう少し御説明を承る必要があると思ひます。

○齋藤(三)政府委員 遵守事項につきましても、前回の御審議の経過も逐一拝承いたしておき、それについて十分考へまして、今回の執行猶予者保護観察法案におきましても、従来のしきたり等をさらに根本的に考へ合せまして遵守事項を考へたわけでありまう。そして最後に善行を保持するという規定だけを遵守事項にいたし、その他觀察所に連絡をとるといふ点と、連絡を十分保つておくこと、それから本人は善行を保持する、善行を保持しない場合に遵守事項違反ということになりまして、結局善行を保持するということが非常に抽象的、これはこの前の御審議の際にもいろいろと御指摘のございました通りでございします。ただこれを遵守すべき事項を遵守せずとかいうふうにするには、適用の仕方によつ

ては、形式的なものをとらえて遵守事項違反のゆえをもつて執行猶予を取消すべしということにありましては困りますので、「其情状重キトキ」とせられた次第でありまして、その解釈につきましては、これはやはり健全なる社会通念と申しますか、良識をもつて裁判所が判断をされるのであります。ただ私も立案に際して考えましたのは、片々たる区々の形式的なことによつてこの取消しをすべきものではないという考え方で、実際どういう事案が「情状重キトキ」となるかということとは、裁判所が良識をもつて御判断を願う、かように考えている次第であります。

○林(信)委員 お答えは大体そういうことであらうと思つておりますが、私が申し上げるまでもなく、この改正せられます条項を含みます刑法第二十六条ノ二第一項によつて示されておりますように、刑の執行猶予の取消しの任意性の規定で、かようにして「其情状重キトキ」として問題がそこに持ち出されましても、裁判官は執行猶予を取消することもできれば、取消さないでもよろしいというのですから、問題として出されますにはあまりに漠然たるものを持ち出されるという考えがするのです。たとえ第一号は、その期間内に罰金に処せられたときとはつきり言つており、第三号は禁錮以上の刑と書いてある。全部は読みませんが、要は、執行猶予中にその前の比較的重い事件が発覚したような場合、そのこと自体はもう裁判所は審判には値しない程度の大前提であるわけなんです。しかるに第二号の今回の改正は、言葉は悪いのですが、やや抽象的なものです。その内容を調べなければならぬ。

それでいいのかもしれませんが、どうも他の各号に比較しまして、手色がかわつておる。そういう抽象的なものでなくとも、法文の趣旨としましては、保護観察所において刑の執行猶予の言渡しを取消すことを相当と考へて結論を出した申告といふですか、申述といふですか、何かそのこと自体をむしろ書き上げておつて、それに対して裁判所がその内容を検討すると同じようなことになるかもしれないが、どうも法文の趣旨としてこういう抽象的なもののかどうかという疑念なんですが、どういうふうにお考えですか。

○齋藤(三)政府委員 お答え申します。確かに御指摘の通りに、執行猶予の取消し事由としまして、他の条項はいずれも判決があつたというふうなことで、すでに確定判決があつたというもので、争いのないというものであります。ただこの執行猶予と保護観察を結びつけた制度をやります際には、どうしても遵守事項を守らないという場合には取消しというものが必要であらうかと存じまして、前国会で成立しました現行法におきまして、遵守すべき事項を遵守せざることを理由として取消すことができるというのであります。たださういふ他の確定判決によつて取消する場合と違つて、事柄やむを得ざるところから来るものではございませうが、抽象的な理由を掲げておりますので、特に抽象的といふのですか、そういうたゞ漠然とした理由によつて取消すときの手続につきましては、慎重を期しまして、そして現行法におきまして、本人の請求があれば口頭弁論を開く、口頭弁論を開くときには弁護人

を選任することができ、こういうふうにしていたしまして、やむを得ず抽象的な理由で取消すことを可能とし、一面においてその手続については慎重を期して、そして適正なる運用をはかる、こういう趣旨になつておりますので、今回の改正においてもそれを踏襲いたし、さらに「其情状重キトキ」といふことを入れまして、特に慎重を期したい、こういう考え方がかような改正を考えた次第であります。

○林(信)委員 繰返すようにあります。できればこれは保護観察法の範囲においてつとと權威のある機関によつて結論を出して、その結論を基礎にして檢察官がその執行猶予の取消しを請求して来るというふうなことにします方が、実際の裁判所の裁判においても少くとも迅速になるのじやないか、また他の条項との振合いかいいたしまして、均衡がとれて来るように思ふのです。それにはそのためのどの機関にしますか。適当な機関を指定するか、しからざれば新たに設けるか。裁判所をして納得せしめ得る機関を経過して、その結論を得たものについて裁判所がこれを判断するという趣旨が、何となき望ましいような感じがするのであります。私も御当局の意見を承りましたから研究をいたします。時間の関係もありまして、刑法の一部を改正する法律の案文として提出されました附則以外の点についてはこの程度にとどめます。

○林(信)委員 繰返すようにあります。できればこれは保護観察法の範囲においてつとと權威のある機関によつて結論を出して、その結論を基礎にして檢察官がその執行猶予の取消しを請求して来るというふうなことにします方が、実際の裁判所の裁判においても少くとも迅速になるのじやないか、また他の条項との振合いかいいたしまして、均衡がとれて来るように思ふのです。それにはそのためのどの機関にしますか。適当な機関を指定するか、しからざれば新たに設けるか。裁判所をして納得せしめ得る機関を経過して、その結論を得たものについて裁判所がこれを判断するという趣旨が、何となき望ましいような感じがするのであります。私も御当局の意見を承りましたから研究をいたします。時間の関係もありまして、刑法の一部を改正する法律の案文として提出されました附則以外の点についてはこの程度にとどめます。

○林(信)委員 繰返すようにあります。できればこれは保護観察法の範囲においてつとと權威のある機関によつて結論を出して、その結論を基礎にして檢察官がその執行猶予の取消しを請求して来るというふうなことにします方が、実際の裁判所の裁判においても少くとも迅速になるのじやないか、また他の条項との振合いかいいたしまして、均衡がとれて来るように思ふのです。それにはそのためのどの機関にしますか。適当な機関を指定するか、しからざれば新たに設けるか。裁判所をして納得せしめ得る機関を経過して、その結論を得たものについて裁判所がこれを判断するという趣旨が、何となき望ましいような感じがするのであります。私も御当局の意見を承りましたから研究をいたします。時間の関係もありまして、刑法の一部を改正する法律の案文として提出されました附則以外の点についてはこの程度にとどめます。

○林(信)委員 繰返すようにあります。できればこれは保護観察法の範囲においてつとと權威のある機関によつて結論を出して、その結論を基礎にして檢察官がその執行猶予の取消しを請求して来るというふうなことにします方が、実際の裁判所の裁判においても少くとも迅速になるのじやないか、また他の条項との振合いかいいたしまして、均衡がとれて来るように思ふのです。それにはそのためのどの機関にしますか。適当な機関を指定するか、しからざれば新たに設けるか。裁判所をして納得せしめ得る機関を経過して、その結論を得たものについて裁判所がこれを判断するという趣旨が、何となき望ましいような感じがするのであります。私も御当局の意見を承りましたから研究をいたします。時間の関係もありまして、刑法の一部を改正する法律の案文として提出されました附則以外の点についてはこの程度にとどめます。

○林(信)委員 繰返すようにあります。できればこれは保護観察法の範囲においてつとと權威のある機関によつて結論を出して、その結論を基礎にして檢察官がその執行猶予の取消しを請求して来るというふうなことにします方が、実際の裁判所の裁判においても少くとも迅速になるのじやないか、また他の条項との振合いかいいたしまして、均衡がとれて来るように思ふのです。それにはそのためのどの機関にしますか。適当な機関を指定するか、しからざれば新たに設けるか。裁判所をして納得せしめ得る機関を経過して、その結論を得たものについて裁判所がこれを判断するという趣旨が、何となき望ましいような感じがするのであります。私も御当局の意見を承りましたから研究をいたします。時間の関係もありまして、刑法の一部を改正する法律の案文として提出されました附則以外の点についてはこの程度にとどめます。

○林(信)委員 繰返すようにあります。できればこれは保護観察法の範囲においてつとと權威のある機関によつて結論を出して、その結論を基礎にして檢察官がその執行猶予の取消しを請求して来るというふうなことにします方が、実際の裁判所の裁判においても少くとも迅速になるのじやないか、また他の条項との振合いかいいたしまして、均衡がとれて来るように思ふのです。それにはそのためのどの機関にしますか。適当な機関を指定するか、しからざれば新たに設けるか。裁判所をして納得せしめ得る機関を経過して、その結論を得たものについて裁判所がこれを判断するという趣旨が、何となき望ましいような感じがするのであります。私も御当局の意見を承りましたから研究をいたします。時間の関係もありまして、刑法の一部を改正する法律の案文として提出されました附則以外の点についてはこの程度にとどめます。

○林(信)委員 繰返すようにあります。できればこれは保護観察法の範囲においてつとと權威のある機関によつて結論を出して、その結論を基礎にして檢察官がその執行猶予の取消しを請求して来るというふうなことにします方が、実際の裁判所の裁判においても少くとも迅速になるのじやないか、また他の条項との振合いかいいたしまして、均衡がとれて来るように思ふのです。それにはそのためのどの機関にしますか。適当な機関を指定するか、しからざれば新たに設けるか。裁判所をして納得せしめ得る機関を経過して、その結論を得たものについて裁判所がこれを判断するという趣旨が、何となき望ましいような感じがするのであります。私も御当局の意見を承りましたから研究をいたします。時間の関係もありまして、刑法の一部を改正する法律の案文として提出されました附則以外の点についてはこの程度にとどめます。

○林(信)委員 繰返すようにあります。できればこれは保護観察法の範囲においてつとと權威のある機関によつて結論を出して、その結論を基礎にして檢察官がその執行猶予の取消しを請求して来るというふうなことにします方が、実際の裁判所の裁判においても少くとも迅速になるのじやないか、また他の条項との振合いかいいたしまして、均衡がとれて来るように思ふのです。それにはそのためのどの機関にしますか。適当な機関を指定するか、しからざれば新たに設けるか。裁判所をして納得せしめ得る機関を経過して、その結論を得たものについて裁判所がこれを判断するという趣旨が、何となき望ましいような感じがするのであります。私も御当局の意見を承りましたから研究をいたします。時間の関係もありまして、刑法の一部を改正する法律の案文として提出されました附則以外の点についてはこの程度にとどめます。

○林(信)委員 繰返すようにあります。できればこれは保護観察法の範囲においてつとと權威のある機関によつて結論を出して、その結論を基礎にして檢察官がその執行猶予の取消しを請求して来るというふうなことにします方が、実際の裁判所の裁判においても少くとも迅速になるのじやないか、また他の条項との振合いかいいたしまして、均衡がとれて来るように思ふのです。それにはそのためのどの機関にしますか。適当な機関を指定するか、しからざれば新たに設けるか。裁判所をして納得せしめ得る機関を経過して、その結論を得たものについて裁判所がこれを判断するという趣旨が、何となき望ましいような感じがするのであります。私も御当局の意見を承りましたから研究をいたします。時間の関係もありまして、刑法の一部を改正する法律の案文として提出されました附則以外の点についてはこの程度にとどめます。

○林(信)委員 繰返すようにあります。できればこれは保護観察法の範囲においてつとと權威のある機関によつて結論を出して、その結論を基礎にして檢察官がその執行猶予の取消しを請求して来るというふうなことにします方が、実際の裁判所の裁判においても少くとも迅速になるのじやないか、また他の条項との振合いかいいたしまして、均衡がとれて来るように思ふのです。それにはそのためのどの機関にしますか。適当な機関を指定するか、しからざれば新たに設けるか。裁判所をして納得せしめ得る機関を経過して、その結論を得たものについて裁判所がこれを判断するという趣旨が、何となき望ましいような感じがするのであります。私も御当局の意見を承りましたから研究をいたします。時間の関係もありまして、刑法の一部を改正する法律の案文として提出されました附則以外の点についてはこの程度にとどめます。

律によつて、刑務所に行かないで、執行猶予になり、保護観察にまわつた者の数が、全国で百数十件と相なつております。ただ保護観察側からの報告で、まだ裁判所からの連絡その他において不十分な点もありまして、現在も各地において裁判所、検察庁と連絡協議会を開いて、実施の万全を期しておるような次第であります。裁判所がどうかという点は、相当御活用になつておるのではないかと思います。場所によつてはこの制度ができることを予期して、実刑の言い渡し等をなさらないで、実施を待つておつたというふうに見られる地方もございいます。

○林(信)委員 次にこの刑法の一部改正の裏づけともみなすべき執行猶予者の保護観察法であります。前の刑法の一部改正の際にこの部分が改正を見まして、それにはその裏づけになる適正妥当な法案を出しになるように、これは十分御研究になり、十分効果の上るものを出されるものと思つていたのであります。必ずしも形の違つたものの、新しいもののみがよいとは申しませんけれども、感じとしてかなり目新しい、かなりエポックメイキングなものを漠然とながら私は予定しておつた。実は法案を拝見いたしますと、犯罪者予防更生法の中からさしつかえない条文を除外しただけで、もつともこれは性質の許す限り適用されることを認容されておりますが、いわば脇名をとりかえられた程度で、少くとも三大法案として、適切妥当だ、これはいい制度であるというほどのものは残念ながら見出されない感じがするのであります。私は結論を言つてしまひましたが、そういう感じがいたします。

で、この程度という語弊があるかもしれないが、この程度の法案を出しになる間においては、こういうことだけをねらつておつたにやつたものでしょうか、もうこの程度のこととは初めからきめてかつたのでしうか、それともいろいろのものを、言葉の上でなく、実際にいろいろ周到な材料を集めて御研究になつて、比較検討した結果やはりこの程度が一番適切だ、こういうことになつたのでしうか。心配いたしますのは何分にも初度の執行猶予は野放しではないけない。それにはどうしても裏づけがいる。何でも早くやれといつても、少年と同じようなかつこうそのまゝの法律ではないこととは、だれが指摘しなくてもわかつてゐる。いわば拙速主義でこうやつた、そういうふうに見られる危険がある。御答弁はおそらく周到とおつしやるでしようけれども、実際にどういふふうに御苦心になりましたか、その辺まで伺ひたいと思います。

○齋藤(三)政府委員 私ども前回の御審議の経過もございまして、十分御意見も承り、またそれについて十分考慮もし、また各方面にわたつていろいろ意見も聞きました。また実際に実情はかような制度を——制度と言つてはおかしいのですが、かような運用を實際にやつておつた人もございまして、これは裁判所との連絡によりまして、法律上の制度ではございませんが、ある程度この制度に近いようなことを實際やつた人がございまして、さうな経験も伺ひました。その他昨年の十二月二度目の執行猶予に保護観察が行われまして後においての結果等も伺ひまして報告を求めました。それらに

よりまして万全を期して法案を準備した次第でございまして、不赦なためにいふ／＼御批判を受けて、まことに申訳ないと思ひます。

○林(信)委員 お話を聞いておりましたも、何となくお急ぎになつたように思ふことがたいへん影響してゐるに思ふのであります。かような法案を軽々にお出しにならないことはよくわかるのであります。かなり手取り早くおつくりになつた感、犯罪者予防更生法の法文と比較対照したておりましたので、どうしてもそれから抜き書きされた程度の感じしかないのであります。特にこの法案と比較してどこがどれだけ違つて強調し得るものなんですか。とりまてお答え願ひいたします。

○齋藤(三)政府委員 お答え申し上げます。不十分であつても、拙速に早く出した、かような考えは決して、ございせんのでこれまでの御審議の御意見等もいろいろと承り、また実は昭和二十三年の暮れでございましてかの国会におきまして、犯罪者予防更生法中にもこれと同趣旨の、初度の場合にもつけ得るという規定を入れて犯罪者予防更生法を出し、さうして法務委員会において御議論の結果採択になりました。その当時の御意見を私拝承いたしておりましたので、いろいろとそれらの点を考慮いたしまして本案を準備いたした次第でございまして、どういふ点という点につきましては、一々申し上げると相当時間がかかりますが、たとえば遵守事項という問題についても、この前の国会においても非常な御意見がございまして、私どもも謙虚にそれらを考慮いたしまして、たとえば素行

不良の者あるいは犯罪性のある者と交際するなというような点について御議論がございまして、それらの点をさらに研究いたして考へてみますと、仮出獄者という場合には、元の仲間とつき合ふという点、元が再犯を犯す非常に大きな原因になるという点において犯罪者予防更生法の取扱いが、しかし刑務所に入らない執行猶予者についてさうな規定を入れる。それから今度の初度の執行猶予者の対象者の社会的立場というものを考えますとおおむね一家の主人として、一家の経済的な中心になり、相当手広く社会的な活動をするというふうな人々を考えた場合に、さうな条件を入れることも不適当ではないかという点も考えまして、さうな点を除外いたした次第でございまして、それから昨年の十二月から現在の二度目の保護観察を

実施いたしました経験によりまして、執行猶予になりましたと、申し上げるまでもなく、身柄を拘束されてゐるものは、その判決を受けた後ただちに釈放を受ける。ところが、實際において行きてゐるのないうために非常に困難な場合があるという点もございまして、今回の執行猶予者の保護観察におきましては、犯罪者予防更生法においては考へていなかった保護観察に付する旨の判決があつて、確定前においても、その環境の調整を本人の申出によつて保護観察所の所長がなし得るという点も考慮しておりました。その他、遵守事項においては、従来「住居を転じ、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察を行う者の許可を求めること」というこ

とになつておりましたが、その点を改正して、二項につきましては一箇月という期間を明確にし、さらに許可を要するといふのを、届出を要するといふふうにして、対象者の異なることによつて、保護観察を受けることによつて不当にその自由を侵されるというやうな点のないように、その点も改めただけでございます。その他、私どもとして今日までの経験によりましてできるだけ周りを期して立案をした次第でございまして。

○林(信)委員 執行猶予の言い渡しを受けてまゐる環境におきまして、これはいろいろあると思ふ。その環境よろしきを得まして、その教養におきましてもかなり高度でありますものは、これは法のうち外ではございせんにいたしまして、少くともその多くを法に頼らなくてもいいわけです。さういふ法の対象になりますものは、どういふ環境によつておつたもので、これらのものの環境の調整であり、あるいは指導援助といふことであらうと思ふ。さういたしまして、この予定せられております程度ではどうかと思ふ。もう少し立ち入つてよろしい面がある。いな、立入らなければ、せつかくの執行猶予もその効果を發揮することができないものがあるのではないか、こゝ考えます場合において、遵守事項のごときにいたしまして、善行を保持するといふことは、これもまあよくわかるのであります。これは一応考へなければならせん。これはこの法案だけに限つた問題ではないと思ひますが、言ひましてもなく、善行

というのは、何か積極的に善行美談の、その善行に匹敵するような感じがする。この法案の遵守すべき事項として考えられておられることは、少くとも身を持つことが固くて、世の指導を受けられない程度ならよいのであつて、いわゆる消極的な自律態度でよろしいと思う。これは言葉が少し強過ぎるんじゃないかという感じがするものでありますが、いずれにいたしましても、これを主体にいたしまして、その前提をいたしましては、一定の住居を定めて居けるなどというものは、第五條によつて掲げられております。これなんか実際問題になりますと、その住居を定めることの力を持たない環境にある者は、非常に多いとは申しませんが、比較的、多いのじゃないか。その辺の指導からしてかからないければ、住居をきめて来て、そこで初めて保護観察の対象になるかのような建前がかつておりますようでは、まだ力のない者を力のある者として考えに行きますところ、ほんとうに徹底した保護観察がなされないのじゃないか。法のねらつておられるところが、まだ少しはずれておられるのじゃないか、こういう感じがするのであります。たとえば執行猶予をします場合に、実際に裁判所に呼んでみますと、被害弁償が済んでおられるために、執行猶予になる場合が多いのであります。その被害弁償をするために、実は無理をして、執行猶予期間中にさらに事件を起すといつたような事例がしばしば繰返されたことも、御当局は御存じだろうかと思ふ。そういうような場合には、むしろ保護観察において、その被害弁償を働き出すことに協力をし、適当にその

環境をつくり出して、その間に被害弁償をなせばよろしいというような事態をつくつてやりますならば、これは執行猶予の言い渡しを安心してできます。その率もふえて来、その結果についても無理もなくなると思われるのです。その他住居以外の問題にしましても、働きの問題にしましても、今までの親族関係の者がどういふふうに通つておつたかということについて立ち入つた世話等のことも、あれこれ一通り法文化しておかなければならぬのであります。あるいはその本人の習癖として、モヒの中毒、あるいはヒロシンの中毒、これらの者に対してその矯正をするために、適切な処置を命ずることができるとのこと、やはり何とか法文化する建前をとらなければならぬのであります。そういうところからこの法案自体ではまだびんと来ない感じがする。かような点について、私の思ひつきといつた程度でなくて、御調査になりますれば、いろいろな問題があつたのじゃないかと思われるのであります。さういふものは特に執行猶予の裁判制度と非常に密接に考えられて、保護観察制度をお立てになつて、保護観察制度になつたものなものでありまして、また繰返すようでありまして、ややお急ぎになつて、一応この辺で、今までは野放しだつたんだから、ないよりはいいということでおつくりになつたとはお答えにならないでしようが、私はそういう気がするのであります。私のあげつらいましたようなことについての御研究もなさつたのでありまして、これらの点を伺つておきます。

○警備(三)府政委員 お答え申し上げます。最初に御指摘になりました、善行を保持するという言葉が不適当ではないか、この点につきましては、遵守事項といふことが、本人が更生しようとする努力目標を掲げるというところ、どざいますので、悪いことをするな、非行をするなといふこともいかに存じまして、従来からあります善行を保持するといふ字句でございますが、いろいろと検討いたしました。が、やはり努力目標として掲げる点においては適当ではないか。但し、かような点を考えまして、特に刑法の遵守事項違反による取消しの事由の中に、その情状というものをいれまして、努力目標としては善行を保持すると言つておられるのが、保護観察の目標としては、やはり正常な健全な、社会人として更正するといふことが目標であるので、一日一善を怠つたといふようなことで取消するといふものではないかという趣旨から、努力目標は善行を保持するとして、その取消し事由の方に慎重を期するといふことで調整をはかつて行く、それが適当ではないか、かように考えておる次第でございます。

それから観察中の者が住居を定めると書いてあつても、住居のない場合もあるのではないかと、住居のない場合も、さういふ場合も相当あるかと存じております。さういふ点につきましては、特に第四條におきまして、本人からの申出があれば、本人がどうしても居所がないという場合には、保護施設を觀察所の方で定めまして、そこに依託するといふようなことも必要であらう、一応どこに住んでおるかといふことをきめて、さうして届け出てもらうといふことが、やはり保護観察をする上においてはぜひとも必要なことでございまして、かような規定を考えた次第でございます。

その他保護観察中に、家庭の環境については十分適切に必要に依つてやるというところはもちろんでございまして、ただ環境の調整という問題になりますと、どうしても本人以外の親御さんであるとか、あるいは奥さんであるとかいふようなことになる。さう調整といふことはもちろんできませんし、やはり話合ひで納得の上でやるのが必要ではないかといふふうに考えました。そのような点についても考慮いたしましたが、やはりそこまで強力に意に反してやるといふふうなことは書けないといふふうに考えた次第でございます。

○林(信)委員 執行猶予の場合に予定される被害弁償の問題は、これは言い渡しの前に考えられる。あなたのお答へのように、被害弁償は保護観察中に働いて払うように指導するといつても、もうそれは判決があつたあとで、判決のときにはないのです。保護観察所へ行けば保護観察所で被害弁償をせしめる制度があるといふことになると、裁判所は保護観察に付せられる。さうすれば当然損害賠償が予定せられるといふことから、裁判所は安心して執行猶予を付せられるわけだ。あなたの言われるように、判決後被害弁償をするのが適当だと言つても、保護観察者とならない者は対象にならない。なつた者は多くは被害弁償が済んでおることが多いのでありまして、さういふことは多いのでありまして、私の言ひは、被害弁償をやれば執行猶予にしてやうな場合でも、どうにも被害弁償のできない者がある。これらの者については助けたい場合もある。しかしこれは保護観察法関係の制度において、それは大体二年なり三年なり五年なりの間にできるという見通しがつけば、裁判所は裏づけがありとして、さういふ制度が活用せられるといふ点を考えて、これは制度として考慮されていふのじゃないか、こう思ふのです。同時にもう一点伺つておきますが、善行保持の問題、これは程度の低いものからいふと、高いものをねらつておる、それはわかるのですけれども、第六條あるいは七條の、つづめた言葉で申しますれば補導援護の規定あるいは指導監督の規定、この裏づけであります。これに従う義務、いわゆる遵守事項、これは条理から行けばむしろこの第五條に少くとも明らかにされておるべきではないか。保護観察法は、さういふことをして、またすることを規定した法律なんです。当然といふは当然なんですけれども、いさしくも保護観察に付された者の一つの義務を明らかにするといふ場合には、さういふ具体的にはつきりしたものは

適当にこれを掲げるべきです。「善行を保持すること」というのは、程度が高いから一切の中へ入るのだというよりなことではなくて、もつと親切な法文の掲げ方がほんとうじやないかと思うのであります。先刻の執行猶予の言い渡しをなす前提として考えられまする保護観察制度の中に、少くとも被害弁償を確約できるような制度もおつくりになる気持はありませんか、この点とあわせて伺います。

○齋藤(三)政府委員 私ども考えておつたのでございしますが、お考えのようなことをやるとするならば、保護観察に對する際に、裁判所が特別遵守事項として被害金何万円を本人に弁償しろというふうなことを判決として言い渡す、そして保護観察に付すること、また実際にアメリカ等にそういうような制度を行つておるところもあるというのを聞いております。しかし、そこまで行くことはどうも行き過ぎではないか。はたして幾らの被害があるかわからぬものを、それについて刑事裁判で民事上の損害の有無なり高きめて、それを払えということ、それを保護観察に結びつけて、その損害を払わなければ執行猶予が、遵守事項違反ということに相なつて取消されるというところはどうか行き過ぎではないかと考えまして、アメリカの例はあります。その制度をとるのはまだ早い、現在においてはとるべきではない、こういうふうな考えで次第であります。

それから善行保持が漠然としておる。これはまことに御指摘の通りでございます。何かいい知恵があればよ

ろしいと思つてゐる／＼考えたのでございまして、この指導監督、指導保護の措置に従うというよりなことを一つ条件とするということならば的確でございまして。しかし、保護観察になつたからといって、指導監督、指導保護を行ふ人の指示ならば何でも全部従わなければならぬ、それに従わなければ遵守事項違反となつて、執行猶予になつた者も刑務所に行かなければならぬのだ、これも行き過ぎではないか。そういったし、やはりだれが見ても正しい目標を掲げて、その目標に向つて、保護観察を行ふ者も、また保護観察を受ける者もともに進んで行くようにするのがより適切ではないか、かように考えて、私自身もいたしまして、何かはかにかの確かな善行保持にかわる目標があることならば考えたのでございまして、どうも現行法にかえるべき適切な考えは浮びませんので、先ほど申し上げましたように「善行を保持する」というふうに書きまして。

しかし私どもの考えは、保護観察を今後かりにやる場合には、必ずしも聖人君子になれ、ならなければ遵守事項違反だということもはもうどうございませんで、健全なる社会人として更生するということを目標として、保護観察を行つて更生して行きたいと考えております。かように漠然として規定を入れた關係上「遵守事項事項」遵守せず其情状重キトキ」という言葉を入れまして、そこで調整をつたならべいいのではないかと考えた次第でございます。

○林(信)委員 お話を聞いておりますと、どうも矛盾があるように思われますので私も納得が行きませんが、遵

守事項をあげておけば、それが少しも無理があると保護観察者に非常に不利になるような御説明があつたのでありますけれども、後に述べられたように、「其情状重キトキ」ということで、そこに調節がとられておる、必ずしも、それは、違反だからいかにわずかなものでもただちに執行猶予の取消しになるというほど重大な問題ではない、制裁を伴ふものもあり、しからざるものもありというふうなことでありますから、やはりこの程度の遵守事項はある程度法文に明らかに示しておいた方が親切ではないかと私は思つております。

それから、執行猶予の言い渡しの場合に、その後の損害賠償を予定してそういうような執行猶予の言い渡しができる、これは適用の実際において非常に利用度が高いと思つておりますが、実際に裁判所において執行猶予にしたいけれども、何といつても被害者の満足感がなければ満足とまで行かないでも、あきらめ感がなければどうにもしにくい、曲りなりにもその被害者がその後には弁償されるということがある、あなたはその場合が多いのであります。あなたはその言い渡しをしておいて、それが一銭一厘正確に入らなければというふうなことを言われまされけれども、刑事裁判というものはそんなものではない、精神面もあると思つて、一生懸命になつてできるだけ金をつくつて払えと言ふ被害者は満足するので、総被害額を幾らと言ひ渡し、数額がはつきりしなければならぬという問題でもなからうと思ふ。はつきりしなければならぬというならば、刑事關係の被害額というものは比較的はつき

りするものが多いのであります。そんなところまで御心配になる必要はないので、私は、これは研究する余地があるのではないかと思つてはしかたがないのであります。この問題は、保護観察關係を、裁判所自身が責任を持つて將來ともやるのだ、執行猶予にした責任の継続としてそこで見て行くのだという建前まで持つて行きますれば、これはもうこまかい規定はいらないかもしれないけれども、行政措置としての保護観察制度におきましては、やはりその場合々々を掲げなければしかたがないと思つてあります。これに關する御意見があれば承りますが、最後に私はひつくるめて伺いたい、こういうふうな執行猶予の言い渡しをいたします場合に、この保護観察制度がどうなつておるかということが裁判官の知らなければならぬことであり、十分理解してもらわなければならぬことである。そこでこれは實際面になります。法だけでなく、實際に保護観察制度がどう運用されるかということと裁判所の判事さん全部に理解してもらつたために、視察ですか、調査ですか、適當な方法でこれは十分やつていただきたいと思つて、これが執行猶予の裁判をいたします場合に、これは非常に重要なことではないかと思つて、もう少しお考え願つて御執行願ひたいと思つてあります。これらに對する御意見を政務次官より承りたいと思ひます。

○三浦政府委員 非常にこもつともな御意見だと思つておりますが、ただいま林さんの申されます通り、初度目の保護観察に付するということ言ひ渡しをする場合におきまして、たいいて執行猶予にする場合においては、現在の取扱ひでは普通財産事件等におきましては、林さん御指摘の通り、損害賠償とか示談とかいうことが非常に用いられるのであります。ところがその被害の事情によりましては誠意賠償しようと思つて努力しても、なお被害者が言うことを聞かない場合がありまして、またしようと思ひましても、家庭の事情等によつてどうしても賠償ができない、あるいは賠償すれば當然執行猶予にしなければならぬ、また場合によつては誠意が認められれば當然執行猶予にしなければならぬというふうな事案がたゞさんあるだらうと思ひますが、この賠償のできないために執行猶予にできない事案が確かに多いと思ひます。そのために無理をして弁償するために、結局執行猶予になりまして返しのつかない結果になるということもあるのであります。そういうような点から考えましても、少くとも初度目の執行猶予の場合においては保護観察に付するといふ際に賠償という問題は、むしろそういう賠償というよりな問題を取上げてみますならば、私は被害の家庭の事情、また賠償に對する誠意、あるいは保護司の方が保護観察に付することによつて十分にその人の援護なり協力をするというふうな見通しがつきまして、被害の弁償も保護観察中においてなし得るというふうな見通しのついた場合において初めてこの初度目の執行猶予というものを活用されること、が非常に多いし、また活用すべきものじやなからうか。そうすることによつて初度目の執行猶予に對する保護観察

というものが非常に活用できると私は考えられるのであります。同時にまたそのためには裁判所においてもこの保護観察制度というものに対して十分に認識し研究しなければ、保護観察制度の活用は非常にむずかしいし、また結果がおもしろくないと思うのであります。むしろこれは当局としても裁判所といろ／＼協力して、保護観察に付する制度の活用、あるいは保護観察制度の実際の運用等につきましても十分に認識すると同時に、裁判所もその点を十分に認識していただいて、初度目の執行猶予に対する保護観察によつて本人が更生し、同時にりつばな社会人として活躍するようにしたいと思つてあります。そういう活用の面においてはただいまの御意見のようなことで、いろ／＼裁判所の方にも徹底するようなことになすべきだと考えております。

○林(信)委員 この制度があります以上、それが無意味でなく、私の言つておりますような点にも好影響を与えますことは、お話の通りわかるのですけれども、やはり被害弁償という金の問題にまでなつて来ますと、規定があるなしでは大分違ふと思ひますので、御検討願ひたいと存じます。最後は一口にいつて予算関係——これは前の委員会でも田嶋委員から意見が出ておりましたが、法案の実施にあたりましての予算の裏づけがないと、これは詳しく申し上げませんが、まずいと思ひます。当然のことですが、この点どれくらい経費でどの程度大蔵省と交渉がなされておるか、安心してしかるべきでありますし、これはもう閣国会のときから大体いいような話であつたかと思ひますが、念のために伺つておきたい。

○齋藤(三)政府委員 予算につきましては、私も前国会の附帯決議の趣旨もございまして、できるだけ努力を払ひまして、予算上いろ／＼なきやうくつな面もございまして、心ずしう十分でないとは存じますが、ある程度の増強をはかることができたと思つております。保護司関係の予算でございしますが、二十九年度は二十八年度に比して四割幾らというような金額が出ております。その中で保護観察所が対象者を直接保護をする費用でございしますが、医者にかける費用、あるいは婦人に帰任の旅費を与えるという場合に、本人に帰任の旅費を与えるというようない、めんどろ見てくれる人がないという場合に保護施設に委託をする費用、その内容としましても、着物がなく、夏入つて冬出獄したというようない——これは執行猶予の場合にも若干そんな場合があるかと思ひますが、そんな関係で着物を与えるという予算でありまして、それらの費用等も増額に相なつております。前回いろ／＼と御鞭撻をいただきまして、大蔵省の御意見を伺ひまして、保護観察というこの保護の面について私どもとしては相当認識を新たにしていただきまして、従来からの保護観察の費用も増強されましたし、それから今度のこの法案に対応する執行猶予者の保護観察の費用につきましても、昨年度が二百六十万円、今年は二千百万円というように増強されております。全額で申し上げますと、官庁の職員費用を除きまして八千五百万円ほど、昨年度いろ／＼御審議を

いただき、また大蔵省に対していろ／＼と御鞭撻をいただきまして予算が増額いたしております。

○林(信)委員 今保護司の費用が四割幾らと言われましたが、あれは前から承りますように、一箇月百何十円が二百何十円になつたということ、きわめて微弱なものでしたが、そんなものも今度増強するのですか。

○齋藤(三)政府委員 その通りでございします。保護司は給与を支払わないということになつておりまして、要した実費の全部または一部を国が支給するということになつております。さうな保護司の活動の実費に対しまして、これは成人執行猶予、従来からの一般の保護観察と合せてでありましたが、昨年度約一億一千万円でございしましたが、それが二十九年度の予算案では一億五千八百万円ということになつておりまして、四割三分か四分くらいの増額になつております。なお私ども非常に喜んでおりますのは、本年度までは保護司の定員に対して幾らということであつたのでございします。それを来年度予算案では事件一件について幾らということになってくれましたので、今後事件が増加するならばそれに比例して簡単に大蔵省が認めてくれるということになつておることを非常に喜びます。

○林(信)委員 私の質問はこれで終了します。

○小林委員長 それでは本日はこの程度にとどめておきまして、明日は午後一時より理事会、一時三十分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

法務委員会議録第十四号中正誤

頁 段 行 誤 正

七 一末五 該職員 それぞれ 該職員 正

昭和二十九年三月二十四日印刷

昭和二十九年三月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局